

三次市教育委員会議案第48号

三次市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

令和2年3月26日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）

三次市教育委員会公印規則（平成16年三次市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「，総務企画部総務課長」を「，総務部総務課長」に，「秘書広報課長」を「経営企画部情報政策課長」に改める。

附 則

この規則は，令和2年4月1日から施行する。